

ワンズオフィス社 労士事務所 / ワンズライフコンパス マンスリーニュース

～ 最低賃金 2024 / 事務トピックス ～

2024 / 9 / 27 308号

ワンズオフィス社労士事務所・ワンズライフコンパス株式会社 社労士大関ひろ美
〒151-0064 東京都渋谷区上原 1-17-3-101 TEL 03-6677-9717



I. 2024年地域別最低賃金について

1. 東京都・神奈川・埼玉・大阪府は 50 円引き上げ

毎年秋には最低賃金の改定があります。都道府県ごとに決められた地域別最低賃金が公表されています。東京都は 50 円引き上げられて 1,163 円です。

全国の平均は 2023 年より 51 円高い 1,055 円になりました。その結果、全国すべての地域で 950 円を超えました。

最低賃金の時間額は、時間給制の労働者、月給制等の労働者、パートタイマー、アルバイト、嘱託社員、正社員などの雇用形態に関係なく適用されます。研修期間や試用期間の賃金も最低賃金を下回ることはできません。現在の賃金が最低賃金を満たしていることを確認願います。

アルバイト等の求人募集は、他社においても最低賃金に合わせて時給を引き上げて募集を行います。良い人材の確保には、時給以外のアピールポイントも用意することが、ますます重要になります。

都道府県	最低賃金時間額（カッコは前年時間額） 単位：円		発効年月日
東京	1,163	(1,113)	2024年10月1日
神奈川	1,162	(1,112)	
埼玉	1,078	(1,028)	
大阪	1,114	(1,064)	

II. 10月の事務トピックス

1. 標準報酬月額が定時決定で改定になります

毎年 9 月は、健康保険・厚生年金保険の定時決定（算定）後の保険料に変更する月です。翌月天引きの会社は 10 月支払い給与から改定後の保険料を天引きすることになります。

2. 年末調整の申告書配布準備のころです。国税庁のページに年末調整特集が掲載されました。

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index.htm>

令和 6 年は定額減税に関する事務を行いながら計算をする必要があります。当オフィスが給与計算代行させていただいている企業様には、申告書の提出方法を 10 月末頃にご連絡します。今回も申告書等のご提出期限に合わせて揃えていただくようにご協力をお願いします。